

マイナンバー
カード

と

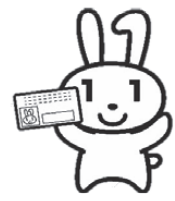
健康保険証

が

一体化

されます

国の法改正に伴い、12月2日に現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行します。

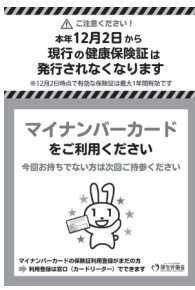


12月2日以降、健康保険証が発行されなくなります

国の法改正に伴い、従来の紙・カードの健康保険証の新規発行は、12月1日で終了します。

12月1日時点でお手元にある有効な健康保険証

12月2日以降も、健康保険証の有効期限まで使うことができます。※有効期限の記載がない健康保険証は令和7年12月1日まで。※健康保険証の記載事項に変更があった場合や、加入している健康保険が変わった場合は、使えなくなります。



マイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証を使うメリット

- 医療費を20円節約できる場合がある
- 過去のお薬情報・健康診断の結果を見られるようになるため、からだの状態・他の病気を推測して治療に役立てることができる
- 限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除される

マイナ保険証の利用登録方法



※マイナンバーカードの申請方法・健康保険証としての登録方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。

利用登録の手続き支援を行っています

- ▶ところ・とき
- マイナンバー総合案内(区役所2階②窓口)…平日8時30分～17時(火曜は19時まで)、第2日曜9時～17時
- 赤塚支所…平日、8時30分～17時
- ▶持物=マイナンバーカード、マイナンバーカード取得時に設定した利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)

マイナンバーカードの取得・マイナ保険証の利用登録は任意です。

マイナ保険証の利用登録解除申請

希望する場合は、申請により利用登録の解除ができるようになります。申請方法など詳しくは、加入している各健康保険にお問い合わせください。

12月2日以降は「資格確認書」または「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」を交付します

お手元にある健康保険証が使えなくなる前に、加入している健康保険から「資格確認書」または「資格情報通知書」が交付されます。

マイナ保険証・マイナンバーカードをお持ちでない方

健康保険証に代わる「資格確認書」を送付します(申請不要)。

マイナ保険証をお持ちの方

ご自身の被保険者資格を確認できる「資格情報通知書」を送付します(申請不要)。

12月2日以降の医療機関の受診・薬局の利用方法

次のいずれかの方法で受診・利用できます。

- マイナ保険証を利用する
- 紙・カードの健康保険証(有効期限内のもの)を提示する
- 資格確認書を提示する



問 合	●マイナンバー制度について…マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178(平日9時30分～20時、土曜・日曜・祝日は17時30分まで)
	●国民健康保険の健康保険証・資格確認書・利用登録解除について…国保年金課国保資格係☎3579-2406
	●後期高齢者医療制度の健康保険証・資格確認書・利用登録解除について…後期高齢医療制度課資格給付係☎3579-2373
	●マイナ保険証の利用登録手続き支援について…板橋区マイナンバーコールセンター☎6905-7031(平日・第2日曜・第4土曜、9時～17時)

※10月3日時点の情報に基づき作成しています。

郷土資料館からはじまる!

板橋デジタル歴史探訪

AR(拡張現実)を使用して、板橋の歴史や恐竜などを再現します。スマートフォンで気軽に楽しくAR体験しながら、デジタルの世界に飛び込んでみませんか。

▶内容=郷土資料館・熱帯環境植物館に設置した全6か所のAR体験スポットめぐり※全てのARを体験し、クロスワードを解いた方に、デジタルフォトフレームをプレゼント。※体験方法など詳しくは、専用ホームページをご覧ください。※歩行中のスマートフォンの操作は、交通事故の原因や歩行者などの迷惑になりますので、注意してご参加ください。

▶ところ・費用

●郷土資料館…無料

●熱帯環境植物館…一般260円、小・中学生および65歳以上の方130円※土曜・日曜は小・中学生無料

※スマートフォンの通信料がかかります。※月曜休館。ただし祝日・休日の場合は開館し翌日休館

専用ホームページ

問 合

都市計画課調整・都市基盤DX係☎3579-2566